

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成24年10月25日(2012.10.25)

【公開番号】特開2010-253577(P2010-253577A)

【公開日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-045

【出願番号】特願2009-103286(P2009-103286)

【国際特許分類】

B 25 B 21/02 (2006.01)

B 25 B 21/00 (2006.01)

【F I】

B 25 B 21/02 H

B 25 B 21/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月7日(2012.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モータと、

前記モータによって回転するスピンドルと、

前記スピンドルに保持されるハンマーと、

前記ハンマーにより回転方向に打撃されるアンビルと、を有する打撃工具であって、

前記スピンドルの前部に小径部を形成し、

前記アンビルの後面に、前記小径部が嵌合する軸受孔を形成し、

前記アンビルに、ビットを挿入可能な挿着孔を形成し、

前記アンビルの前記挿着孔を、前記軸受孔に連通するように貫通形成したことを特徴とする打撃工具。

【請求項2】

前記小径部の前端に、凹部を形成したことを特徴とする請求項1に記載の打撃工具。

【請求項3】

前記凹部は、後方へ向かって先細りとなるテーパ状であることを特徴とする請求項2に記載の打撃工具。

【請求項4】

前記挿着孔と前記凹部とは連通していることを特徴とする請求項2又は3に記載の打撃工具。

【請求項5】

前記挿着孔は前記軸受孔よりも小径であることを特徴とする請求項1乃至4の何れかに記載の打撃工具。

【請求項6】

前記モータを収容するハウジングを有し、

前記ハウジングに装着されるバッテリーパックを有することを特徴とする請求項1乃至5の何れかに記載の打撃工具。

【請求項7】

モータと、

前記モータによって回転するスピンドルと、  
前記スピンドルに保持されるハンマーと、  
前記ハンマーにより回転方向に打撃されるアンビルと、を有する打撃工具であって、  
前記スピンドルの前部に凹部を設け、  
前記アンビルに、ビットを挿入可能な挿着孔を形成し、  
前記凹部と前記挿着孔とを連通させたことを特徴とする打撃工具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するために、請求項1に記載の発明は、モータと、前記モータによって回転するスピンドルと、前記スピンドルに保持されるハンマーと、前記ハンマーにより回転方向に打撃されるアンビルと、を有する打撃工具であって、

前記スピンドルの前部に小径部を形成し、前記アンビルの後面に、前記小径部が嵌合する軸受孔を形成し、前記アンビルに、ビットを挿入可能な挿着孔を形成し、前記アンビルの前記挿着孔を、前記軸受孔に連通するように貫通形成したことを特徴とするものである。

請求項2に記載の発明は、請求項1の構成において、前記小径部の前端に、凹部を形成したことを特徴とするものである。

請求項3に記載の発明は、請求項2の構成において、前記凹部は、後方へ向かって先細りとなるテーパ状であることを特徴とするものである。

請求項4に記載の発明は、請求項2又は3の構成において、前記挿着孔と前記凹部とは連通していることを特徴とするものである。

請求項5に記載の発明は、請求項1乃至4の何れかの構成において、前記挿着孔は前記軸受孔よりも小径であることを特徴とするものである。

請求項6に記載の発明は、請求項1乃至5の何れかの構成において、前記モータを収容するハウジングを有し、前記ハウジングに装着されるバッテリーパックを有することを特徴とするものである。

上記目的を達成するために、請求項7に記載の発明は、モータと、前記モータによって回転するスピンドルと、前記スピンドルに保持されるハンマーと、前記ハンマーにより回転方向に打撃されるアンビルと、を有する打撃工具であって、

前記スピンドルの前部に凹部を設け、前記アンビルに、ビットを挿入可能な挿着孔を形成し、前記凹部と前記挿着孔とを連通させたことを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、アンビルの全長を短縮化できる。